

令和4年度第2回手話言語施策推進協議会 議事録

1 日 時

令和5年2月7日（火）10：00～11：45

2 場 所

静岡県聴覚障害者情報センター会議室

3 出席者

委員14人中13人出席

4 議事

報告事項1 令和4年度手話普及の取組状況

報告事項2 前回協議会での主な意見への対応

協議事項 令和5年度手話普及の取組計画

5 議事の経過

(1) 事務局から報告事項2件を一括説明した後、質疑応答と意見交換を実施した。
質疑応答及び意見の概要は以下のとおり。

(委 員) 手話あいさつ運動推進員は、コロナ禍により活動が停滞したために、特にろう者の推進員が不足して調整が困難となっている。

聴覚障害者協会の会員や手話通訳者にも若い人たちが増えてきているので、こうした人材を活用して登録者を増やすことが望まれる。県内1ヶ所でもいいので、改めて推進員の養成について検討いただきたい。

また、条例が制定されたときに、県が手話普及の動画を制作し聴覚障害者協会もこれに協力したが、全国のろう者などから続きを見たいとの意見も寄せられているので続編の制作についても検討いただきたい。

(事務局) 手話あいさつ運動推進員の再養成については、令和5年度予算により取り組みたいと考えていたが、残念ながら予算は確保できなかった。令和6年度以降の予算要求において、動画続編の制作を含め改めて検討していきたい。

(委 員) 聴覚障害者情報センターにおける手話通訳者派遣事業は、令和2年度以降、コロナ禍の影響により申請件数が落ち込んでいたが、行動制限が緩やかになるにつれ徐々に復活してきている。

ろう者を雇用する企業から申請があったときは、県民向け手話講座や企業管理者向け手話言語講座の案内もしており、県民向け手話講座の申込みに関わったケースもある。企業管理者向け手話言語講座の実績がゼロとのものであったが、引き続き企業への案内をしていきたい。

（事務局）県民向け手話講習会、企業管理者向けの手話講座の情報発信に御協力いただき感謝申し上げます。これらの事業が計画どおり遂行できるよう周知広報に努めたい。

（委員）県が制作した動画はストーリー性があり重要語句を関連付けるなど、手話を学びたい人、理解したい人にとって役立つものであると評価している。是非、続編の制作を検討してほしい。

手話であいさつを運動や県市町職員向け研修の報告があったが、参加者の反応や希望、例えば、手話サークルに参加してみたい、手話サークルを紹介してほしいなどの声を把握していたら教えていただきたい。

テレビドラマの影響で手話に興味を持つ若い人も多いと思われるので、手話サークルなどにつなげられる取組も大事にしていきたい。

（事務局）テレビドラマの影響は確かに大きく、子どもや若い人が手話体験に興味を示してくれた。

手話であいさつを運動では、アンケートのようなものは実施しなかったが、参加者に覚えてもらった手話や推進員による静岡県ゆかりの手話をインスタグラムで発信する取組を実施した。

県市町職員向け研修については、参加者へのアンケート調査を実施しており、より実践的な手話の学習機会を希望する参加者の意見を踏まえ、今年度は、実践編を加えて実施した。今後も参加者の意見を把握して、次年度に反映できるものについては工夫を重ねていきたい。

（委員）静岡県には約 70 の手話サークルがあり、全国屈指の多さとなっている。

手話サークルでは手話を学ぶだけでなく、聞こえる人と聞こえない人がともに聴覚障害について学ぶなど様々な交流の場となっている。

手話であいさつを運動などのイベントに参加した人たちを手話サークルにいざなうことは意義のあることであり、予算もそれほど必要としないため、イベントで紹介カードを配布するなどの取組を検討してほしい。

（事務局）手話であいさつを運動や県職員の研修会などでも、テレビドラマの影響

で手話に興味を持つ人も増えていると感じられ、こうした人たちに手話サークルの存在を知らせていくことも効果的と思われる。予算をかけずにできることもあると考えられるので、今後、検討していきたい。

(委員) 手話であいさつを運動では、好みのクッキーを手話で選ぶ取組を実施したとのことであるが、クッキーの種類によっては指文字を使うほかないものがある。指文字は手話で表しづらい場合に仕方なく使うものであるため、手話でわかりやすく表現でき、映像的に覚えられるものを用意した方が望ましい。

(事務局) 御指摘の点は、来年度の事業を計画する際に注意していきたい。

(委員) 学習の場での手話の普及に関し、以下の点について説明いただきたい。

- ・絵本の読み聞かせを実施したとの報告があったが、読み聞かせは誰が行い参加人数と回数はどの程度であったか。
- ・先輩ろう者を招いての手話表現や中学校で身につけたいことの学びとは具体的にはどんな内容か。
- ・条例第12条第2項では、ろう児とその養育者に対する学習の機会の提供が規定されているが、養育者が学ぶ機会はこれまでにあったか。

(委員) 絵本の読み聞かせは、コロナ禍により実施できていない学校があり、実施できている学校についても年間1～2回程度となっている。

先輩ろう者を招いての学びは、中学校卒業生が経験してきたことを在校生に話してもらうほか、幼稚部の保護者向けにも身につけたいことを経験を踏まえて話してもらっている。

なお、聴覚特別支援学校の教職員を対象とした手話講座も実施しており、各学校で初級、中級、上級に分けて取り組んでいる。初級と中級は教員が講師となり、上級については卒業生を講師に招き手話通訳者にも同席してもらって指導を受けている。

(委員) 我々の仲間が居住するほとんどの市町では手話言語条例が制定されていない。

自分が住む町では、前文を設けた条例づくりについて行政の理解が得られず、条例制定の作業がなかなか進まない。

条例づくりについて、県が市町から指導助言を求められた事例があれば教えていただきたい。

(事務局) 市町から、県の手話言語条例に前文を設けた経緯について照会を受けたことがある。県の条例は議員提案により制定されたものであり、前文を設けることについて県側から意見や提案をした形跡がなかったため、その旨を市町に回答している。今後も、市町から県の条例制定に関して経過などを参考にしたいとの相談があれば、把握できる範囲で説明していきたい。

(委員) いくつかの県の手話言語条例に係る委員を務め、市町の条例づくりにも関わってきたが、当事者としては条例制定の背景や思いを前文に込めたいという思いが強いと感じる。ただ、行政側としては、前文を設けた前例がないことや、過去を振り返ることへの抵抗感もあって議論が進まないケースもある。

議員提案による条例として、前文の書き方を工夫するなかで折り合いをつけているところもある。それぞれの市町において、条例制定の動きのようなものをもっと前面に出してもいいのではないかと考える。

(委員) 県の手話言語条例は、市町の条例づくりを支援する内容とはなっていないが、県としては、全ての市町に条例が制定されることを願っているとも聞いている。

自分が住む市では、最初は障害福祉担当課と話をしていたが、前文の必要性や手話言語だけをなぜ条例化しなければならないかなど、担当者と折り合わなかったため、議員にお願いしていくこととなった。

県内市町で制定された条例の中には、とても良い前文であったのに、前文の全てを削除しなければならなかった残念な例もある。

前文を設けた条例の前例がないために市町が躊躇することがあるし、障害福祉担当課を窓口にするとなかなか前進しない。議員や首長の力を借りるのも手段の一つであると思う。

(委員) 今の報告を聞いて胸をかきむしられる思いがする。日本国憲法には立派な前文があり、前文があるからこそ 77 年間維持されてきたのだと思う。

前文の意義、思い、歴史などを地域の人達に伝えたい。ただ、それだけである。

(2) 事務局から協議事項を説明し委員の賛同を得た。質疑応答及び意見の概要は以下のとおり。

(委員) 支店や工場がいくつもある企業から県民向け手話講習会の講師派遣事業

の依頼があった場合、1度の開催では済まないことも想定されるが、開催回数はどの程度調整できるのか伺う。

(事務局) 県民向け手話講習会と企業管理者向け手話言語講座は、それぞれ10回を計画し、合計20回を上限に相互に回数を調整できるようにしている。

一つの企業での開催については、可能な限り集約してもらうことが理想であるが、複数回の開催とせざるを得ない場合は柔軟に対応することも検討したい。

(委員) 県民向け手話講習会と企業管理者向け手話言語講座の講師派遣は、聴覚障害者協会が受託しているが、1箇所につき年間1回の派遣とするようルール化しており、複数の支店や工場を構えている場合は、支店・工場ごとに年間1回ということになる。

現在、10箇所程度の工場を構える企業から全工場への講師派遣の相談が寄せられているが、全てには対応できないため参加者を5箇所くらいにまとめる方向で調整している。

聴覚障害者情報センターからの広報の効果もあって、講師派遣依頼は徐々に増えているため、手話言語を視点とした講座に対応できる講師の養成に取り組んでいきたいと考えている。

(委員) 大手企業では徐々にインクルーシブな障害者雇用が進んでいるが、聴覚障害者が配属された部署で、聴覚障害者本人の困難さやコミュニケーション手段で悩む企業もあると聞く。働く聴覚障害者の意識や企業との関係について聴覚障害者協会では情報を把握していたら教えていただきたい。

(委員) ろう者を雇用する企業の一部には、ろう者を孤立させるような職場配置をすることがあり、当協会の労働担当委員会がこれに対応している。

ハローワークでは、手話に理解のある企業を紹介してもらえる仕組みがある。ろう者は、学校にいる間は守られているが、卒業して社会に出ると大海に放り出されたような感覚を抱いてしまう。卒業したろう者は手話通訳者派遣制度があることを知っていないため、聴覚特別支援学校で生徒本人に周知してもらいたい。

当協会としても、聴覚障害者情報センターと連携して手話通訳者派遣制度を周知していきたい。

(委員) 手話普及の取組として、健康福祉センターでの広報啓発を展開すること

を検討してはどうか。手話通訳者派遣のチラシ配布や「手話言語の国際デー」の啓発看板設置などは、それほどの費用は要しないと思うので検討してほしい。

（委員）多くの企業では、支店や工場ごとにろう者を配属しているが、一部企業では、新入社員研修や年次研修の際に、ろう者を集合させて手話通訳者派遣制度を活用しているところがある。研修内容も充実したものとなり、ろう者の意識向上や能力発揮にもつながると思われ、こうした取組がさらに進むことを期待している。

（委員）特別支援学校高等部では、卒業後の進路が決定した生徒の移行支援検討会を開催しており、ハローワーク、市町担当者、就労支援事業所が集まって支援内容を議論している。手話通訳者派遣制度を含めた移行支援については、今後、学校と連携して進めていきたい。